

鳥取縣公報

昭和二十一年八月九日
第七百三十五號

金曜日

本書ノ大サハ規定規格5A判

告示

◇鳥取縣告示第三百二十九號

纖維品綿リンの統制額が大藏大臣より次のやうに認可された。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林

敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により纖維品綿リンの統制額を次のやうに認可した。

昭和二十一年八月九日

大藏大臣 石

橋 湛 山

一、申請者の名稱、主たる事務所の所在地、業務

イ、鳥取縣纖維製品統制株式会社

ロ、鳥取市東品治町二ノ一

ハ、纖維製品の配給に關する事業の統制

二、認可したる價格等の額

品名	サイズ	使用	糸數	數量	豫定地 織販賣 價格 (單位 碼)	豫定小 賣價格 (單位 碼)
綿リン	80, 5 60, 60		二三番單糸 一四〇錢		五〇〇反	六、七、
			二四番單糸 八四錢		〇五	二六

三、統制額實施の日

昭和二十一年八月九日

四、認可したる統制額は鳥取縣纖維製品統制株式會社の構成員以外の者が其の他の地域内において當該物資を販賣する場合も適用するものとす。

◇鳥取縣告示第三百三十號

昭和二十一年度專門學校入學者試驗檢定並びに高等試驗令第七條による試験檢定を次のやうに實施する。

01006

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、試験場所 鳥取市東町 鳥取商業學校

二、試験施行期日

自昭和二十一年十月一日
至昭和二十一年十月五日 五日間

三、出願期日

自昭和二十一年八月二十日
至昭和二十一年八月二十日 十一日間

四、試験科目

1、専門學校入學者試験定

男子の部

國語、數學、物象、生物、書道、團畫、歴史(西洋史)

洋史)

女子の部

國語、數學、物象、生物、歴史(西洋史)家政育

兒、保健、被服、書道、團畫、

2、高等試験令第七條に依る試験定

國語、數學、物象、經史(西洋史)

五、受験手續

志願者は次の規定等に定められたる受験願書及び附屬書類を添付して出願期日以内に鳥取縣教員課に到着するやう提呈のこと。

六、その他

志願者は「専門學校入學者檢定規程」(大正十三年十月文部省令第二十二號)、「専門學校入學者檢定規程」第八條に依り試験を免除せらるる學科目左の如し(昭和十八年四月文部省告示第四百九十八號)、「高等試験令第七條及び第八條に關する件左の通定む」

(大正七年二月文部省令第三號)文部省令第五號(大正十五年一月)を参照のこと。

尙詳細に付ては本人直接鳥取縣教學課又は地方事務所に出頭し或は返信郵券を添へて照會のこと。

鳥取縣告示第三百三十一號

溫泉供給料金の統制額が大藏大臣より次のやうに認可された。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により溫泉供給料金の統制額を次のやうに認可した。

昭和二十一年八月九日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、申請者の名稱、住所

イ 皆生溫泉土地株式會社

ロ 米子市皆生一七五〇番地

二、認可した料金の額

溫泉一石につき一ヶ月六〇錢

三、實施の月日 昭和二十一年八月六日

四 當該料金は申請者以外の者が鳥取縣下において供給する場合も當該料金を適用する。

鳥取縣告示第三百三十二號

山口縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條により左の區域内における海水の使用游泳及漁撈停止の縣令を八月一日公布した旨通報があつたからこの方面の關係者

は違反せぬやうせられたい。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

二、下關市小瀬戸根崎岬からタケノコ島北端を経てユクラレ村サキツ河口を見通した線及び下關市瀬布町セキミグイから福岡縣早崎を結んだ線内

鳥取縣告示第三百三十三號

山口縣においては「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第八項により左の區域内における海水の使用游泳漁撈及び鮮魚介類の陸揚を當分の間停止し違反した者は拘留又は科料に處する縣令を公布した旨通報があつたから此の方面の關係者は違反せぬやうされたい。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

山口縣令第七二二號(昭二一、七、二五)

一、海水の使用游泳漁撈及鮮魚介類の陸揚停止區域青柳一部を阿武郡三見村と大津郡三隅村の境界線より大島を越えて大津郡種村の東北端を見通した線内と大津郡日置村今崎より仙崎町青海島西北端を見透した線内

鳥取縣告示第三百三十四號

鳥取縣告示第三百三十四號

01007

00010

山口縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條により七月二十二日より當分の間左記區域内における漁貝藻類の採取游泳及び河水、海水の使用禁止の縣令を公布した旨通報があつたから此の方面の關係者は違反せぬやうせられた。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

宇部市厚南廣瀬から川口に至る厚東川及び本山岬から延岬を見透しを線内。

鳥取縣告示第百三十五號

日野地方事務所管内において縣稅檢査章を次のやうに返納並びに交付した。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

區	分番	號	返納	年月日	所屬	職名	氏名
縣稅檢査章	五六	同	返納	七	日野郡	書記	高橋 良隆
同	五六	同	返納	七	多里村	書記	秋村 幾治
同	九七	同	返納	七	同	役	秋村 幾治
同	九七	同	返納	七	米澤村	書記補	川上 賢佑
同	九七	同	返納	七	同	書記補	下垣 巴
同	一〇五	同	返納	七	同	書記	山岡 新榮
同	一〇五	同	返納	七	溝口町	書記	山岡 新榮
同	二〇五	同	返納	七	同	書記	篠田 益一

選舉告示

選舉告示第十一號

昭和二十一年九月七日執行の貴族院多額納稅者議員補選に於ける投票の時間を次のやうに定める。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

選舉告示第十二號

昭和二十一年九月十日執行の貴族院多額納稅者議員補選に於ける選舉分會を設け其の區劃及選舉分會長並に選舉分會場を次のやうに定める。

昭和二十一年八月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

區	劃	官職	氏名	選舉分會場
第一	東伯郡	地方事務官	石田榮隆	東伯郡
第二	米子市、西伯郡	同	稻村禮惠	西伯郡

選舉分會日野郡

選舉告示第十三號

昭和二十一年九月七日執行の貴族院多額納稅者議員補選に於ける投票の日時を次のやうに定める。

昭和二十一年八月九日

貴族院多額納稅者議員補選選舉委員長

鳥取縣知事 林 敬 三

一、昭和二十一年九月七日午後七時三十分開始

昭和二十一年八月九日印刷
昭和二十一年八月九日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市
印刷所